

富山市入札公告第102号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市入札公告第130号）による。

令和4年9月26日

富山市長 藤井 裕久

工事名	市道高木10号線改良（第2工区）工事	
工事場所	富山市高木西外地内	
工事完成期限	令和5年3月10日	
工事概要	<p>側溝工 L = 84m 路床安定処理工 A = 606 m² 下層路盤工 A = 1460 m² 上層路盤工 A = 1390 m² 表層工 A = 1390 m²</p>	
予定価格	34,520,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審査基準日	入札参加資格の審査は、令和4年10月11日時点の事実をもって行うものとする。	
入札参加資格	地域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業種	土木
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が900点以上1,070点未満であること。
	施工実績	平成19年4月1日以降に官公庁等発注の土木一式工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。

配置技術者	<p>1 2級土木施工管理技士（土木）と同等以上の資格を有する者（以下「2級土木施工管理技士（土木）等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることが場合は、この限りでない。</p>
調査基準 価格を下回る価格で契約を締結する場合の配置技術者	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 2級土木施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 2級土木施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>

入札及び契約を担当する課	富山市財務部契約課
契約条項等の閲覧期間	令和4年9月26日から同年10月11日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和4年9月26日から同年10月4日まで
質問に対する回答期限	令和4年10月6日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和4年10月11日午後5時
開札日時及び場所	令和4年10月13日午後1時30分から 富山市役所東館4階入札室
調査基準価格	有(失格基準を適用する。)
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有